

岩手県告示第 230 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事を次のとおり完了する。

平成 19 年 3 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 公共下水道の名称 一関市特定環境保全公共下水道
- (2) 工事の区域
 - ア 幹線管渠 一関市川崎町薄衣字如来地 43 番 4 地先から字如来地 153 番 2 地先まで及び字諏訪前 100 番 1 地先から字諏訪前 7 番 1 地先まで
 - イ 終末処理場 一関市川崎町薄衣字如来地 12 番 10、26 番 3、35 番 1、35 番 2、37 番、43 番 2、43 番 4、43 番 5、45 番 3、48 番 4、48 番 5、48 番 7、51 番 3、57 番 4 地先
- (3) 工事の内容 幹線管渠及び終末処理場の設置
- (4) 工事の完了の日 平成 19 年 3 月 16 日
- 2(1) 公共下水道の名称 八幡平市特定環境保全公共下水道
- (2) 工事の区域 八幡平市小柳田 291 番 1、292 番 1、293、294、295、296、450、463 番地内
- (3) 工事の内容 終末処理場の設置
- (4) 工事の完了の日 平成 19 年 3 月 16 日